

令和 2 年 5 月 29 日記者発表資料

新型コロナウイルス対策本部事務局
三木市総合政策部危機管理課
担当：課長 本岡忠明 内線：2430
三木市健康福祉部健康増進課
担当：課長 後藤洋子
内線：715-101

市職員の勤務体制等について

5 月 26 日改定「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が兵庫県より発表されたことを受け、三木市では 5 月 28 日午後 1 時 30 分から第 22 回新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。

会議では、市職員の勤務体制や市が開催する会議・研修等の開催、市内公共施設の休業・休館について協議しました。

記

1 勤務体制の変更

- ・ 令和 2 年 6 月 1 日(月)から原則通常勤務に戻す。ただし、特別定額給付金などの担当部署はサテライト勤務を継続する。サテライト勤務継続部署は市民協働課、障害福祉課、商工振興課。
- ・ 職員には、マスクの着用、身体的距離の確保、使用後の消毒などを徹底します。

2 市が主催する会議・研修等の開催について

新型コロナウイルス感染防止策を徹底して実施する。(別紙①)

3 市内公共施設の対応について

令和 2 年 6 月 1 日(月)から原則通常開館に戻す。ただし、屋内スポーツ施設、貸室でのスポーツ、カラオケなどは利用制限を継続します。大型遊具みきっこランドについては、屋外施設ではあるが、三密のおそれがあるため、閉鎖を継続します。(その他施設一覧は別紙②)

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000 (内線 2430)